

フィラデルフィア制憲会議における 憲法論争とプロテスタント主義の 職業倫理に関する議論

青柳 卓弥

- 1 問題の所在
- 2 共和主義理論における「徳」の概念の変化
- 3 プロテスタント主義の職業倫理に基づく「徳」の再定義
- 4 結語

1 問題の所在

アメリカ合衆国における代表理論及び国民主権論を構築するに際にして、フィラデルフィア制憲会議における憲法論争は、重要な議論を提供するものである。その際、合衆国憲法の制定をめぐるフェデラリストとアンティ・フェデラリストの見解の対立に見られる憲法論争を、共和主義 vs. 自由主義という対立図式で捉える理解が、これまでの中心であった。これに対して、建国期アメリカの政治思想を「共和主義パラダイム」「自由主義パラダイム」の二者択一によって、単純に二極分化することは不可能であるという刮目すべき見解がある。

この点で I・クラムニックが提唱する、「近代的自由主義者」・「道徳的共和主義者」としてのフェデラリスト vs. 「郷愁的共和主義的共同体論者」としてのアンティ・フェデラリストという複線的な図式で建国期の憲法論争を理解する見解が注目に価する¹⁾。なぜならば、クラムニックの理論が正当性を立証されれば、アメリカにおける国民主権論及び代表理論をめぐる混乱した理解を整理することが可能になるからである²⁾。

ただし、クラムニックの見解に対しては、(1) フェデラリストの見解を「共和主義」的に理解することが近年のアメリカにおける歴史学の主潮であり、また、その影響を受けた憲法学においても有力である中で、それを「近代的自由主義」として理解することは、果たして妥当であるのか、さらに、(2) それが妥当であるとしても、フェデラリストの見解を総じて「近代的自由主義」と理解しつつ、そこに部分的にJ・マディソンに見られるような「道徳的共和主義」の混在を認める複線構造をどう理解するのか、といった点が、さらなる問題点として存在する。

これに関連して、クラムニックは、共和主義における「徳」の概念に変化が起こっていたこと、また、プロテスタント主義の職業倫理に基づいた「徳」の概念の再定義が行われたことを指摘する³⁾。以下、これらの二点について、クラムニックの所説に従い検討、考察することにより、「プロテスタント主義の職業倫理パラダイム」に基づいた別の角度から、フィラデルフィア制憲会議におけるフェデラリスト＝アンティ・フェデラリストの間の憲法論争を理解することを試みる。

2 共和主義理論における「徳」の概念の変化

クラムニックによれば、公的人文主義における「徳」の意味は明確であった。それは、「公」の「私」への優位である⁴⁾。例えば、アンティ・フェデラリストの一人、サミュエル・アダムスは、絶えずアリストテレスとキケロの術語を使って、「公民は全てのものを共同体社会に負っている」と著した⁵⁾。彼は、アメリカ人は「私的利益を偉大な共同体社会の利益と競争させた結果、社会やお互いに対する自分自身の寛大な感情を忘れないか」と心配していた⁶⁾。また、アンティ・フェデラリストであったベンジャミン・ラッシュは、1786年には後に「所有権個人主義」と呼ばれることになる概念のまさに中心的な信念を拒絶するまでに至った。真の共和国においてあらゆる若者は、「自己自身に帰属するのではなく、自己は公的な財産であるということを教えられなければならないと、彼は記した⁷⁾。全て人間の時間と努力は、「青年期から壮年期、老年期までの人生を通して、彼の国家に帰属する」と⁸⁾。一方で、フェデラリストのジョン・アダムスにとって、「公的徳とは、唯一の共和政の基礎であった」から⁹⁾、共和主義の政府は、「肯定的な公的善への情熱、つまり全ての私的情熱を超越した公的利益」を必要とすると考えられた¹⁰⁾。

このことは、「徳」が意味した全てではないとクラムニックは指摘する。アメリカ共和国の建国期には、「徳」の概念における微妙な変化が起こったからである¹¹⁾。その中核は、

「公」と「私」に関する評価の変化であった。これらの変化については、マディソンの『フェデラリスト』第44章において、劇的な証言がなされたという¹²⁾。ここでは、共和主義的性格であるアメリカ人の精神にとって、紙幣が脅威であったことが描かれているが、アメリカ人の精神は実際には、公民的でも公的でもなかった。従って、危険に晒されていた価値は、政治とは無関係な、個人的なものであった。マディソンは、アメリカ人の真面目さや思慮分別さ、勤勉さが欠如していることを恐れていた。彼の関心は、「人民の勤勉さと道徳であった」。同様の関心は、自分の同郷人たちは「共和主義的政府を支えるのに必要な徳を示していない」というウィリアム・リヴィングストンの懸念にも現れていた¹³⁾。ジョン・ジェイもこの点に同意し、「人民の徳と良識からは、非常に多くが期待されてきた」と著した¹⁴⁾。しかし、アメリカ人がまさに「徳」の衰退がもたらした徴候に特有になったとき、マディソンに見られるように、彼らの言葉は度々、非公民的で、その代わり自己言及的なものになったという¹⁵⁾。1787年のジェファーソンへの手紙において、彼の友人たちは「最も正統な共和主義者の信念を汚してきた徴候を真に警戒すべきである」と語った。アメリカ人は、「勤勉さや儉約、節制など他の共和主義的な徳を欠如していた」。アメリカ人の「徳」からの墮落は、彼らが「儉約や勤勉さを欠き、贅沢で酒色に溺れる怠惰な、浪費的な人間」になったことによって特徴づけられ、公的生活からの転換によってではなかった¹⁶⁾。このことは、私的利益の争奪をめぐって過熱化していた当時の邦議会において、まさに「共和主義的な価値」が本当にあったのか大いに疑わしいことから見て取れる。事実、有徳の共和主義的人間は、公民的人文主義の用語を用いたまさに同一の人間によって、非公民的な個人的用語で描かれた。ジョン・アダムスは、有徳の政府の基礎を「真面目で、勤勉、質素である」人間に見ていた¹⁷⁾。

また、クラムニックは、当時の政治内容における最も顕著な局面の一つは、このような「徳」についての異なった意識が公式に示された頻度であると指摘する¹⁸⁾。1787年7月4日にハートフォードで演説を行なったジョエル・バーロウにとって、政府の「閣僚を構成する高貴な共和主義的な徳」とは、「勤勉や質素、儉約」であった¹⁹⁾。リチャード・ヘンリー・リーは、有徳の人を「アメリカの独立」を成し遂げた「賢明で、思いやりのある、真面目で、勤勉、質素な」人間と描いた²⁰⁾。アメリカは共和主義的な政府を維持できるか疑問を持っていたヴァージニア人は、「我々には政府を構成するのに必要な、勤勉さや質素、儉約といった徳があるのか」と質問した²¹⁾。ペンシルヴァニアやヴァーモント邦の憲法には、実際に有徳の人間を非公民的に定義するオリジナルの原則へ回帰するためのマキャベリ流の共和主義的概念が列挙された。ここでは、「根本的な原則を頻繁に再現するこ

と、つまり、正義や穏健さ、節制、勤勉さ、質素へ堅固に固執することが、自由の恵沢を保持し、政府を自由な状態に保つために、絶対的に必要である」ことが詳細に述べられていた²²⁾。

クラムニックによれば、「似非の共同体論者であり、マディソン流の利益基底の自由主義に公的指向の箔をつけた」アンティ・フェデラリストであっても、またこのようなより個人的な「徳」の概念を使用しただろうと考えられた²³⁾。ニューヨーク邦の代表、ジョン・ウィリアムによれば、連合規約には欠陥はなかった。最大の問題は、1780年代中葉における「徳」の衰退であった。それによって、「独立戦争中には見られた儉約、質素、勤勉といった全てが遠ざけられてしまった」からであった²⁴⁾。アンティ・フェデラリストのパンフレット執筆者「カンディダス」にとって、アメリカが必要としているのは新しい憲法ではなく、「勤勉や質素」といった有徳への回帰であったという²⁵⁾。

3 プロテスタント主義の職業倫理に基づく「徳」の再定義

このように、共和主義の伝統では、確かに常に儉約を贅沢に優位させてきた。アリストテレスやキケロ以来、ハリントンや18世紀のウォルポールへの反対者を経て、共和主義のレトリックは、有徳の共和主義的秩序を浪費や贅沢よりも質素や節制に結び付けてきたのである。しかし、ここには広く行き渡った「共和主義パラダイム」以上のものが働いていたと、クラムニックは分析する。「[徳]の連禱における[勤勉]の包含は、我々を他の遺産へと導いた」と。それは18世紀後期のアメリカ人が彼らの個人的、かつ政治的世界を概念化した他の言語であったという²⁶⁾。アメリカ人たちはまた、リチャード・バクスターやジョン・バニヤンに由来する「プロテスタント主義の職業倫理」の言葉、つまり「天職」や「勤勉」といった言葉を用いた。これは、18世紀の後半には、その著書を通じて建国期の世代にかなりの影響を与えていたジェームズ・バーフやリチャード・プライス、ジョセフ・プリストリーら、英国国教会の非教徒だった著者たちの主題を独占した内容であった²⁷⁾。

クラムニックによれば、「プロテスタント主義の職業倫理」の概念の中心には、「勤勉」と「怠惰」との勢力間の広大な闘争というヴィジョンがあったという。その主題は、「共和主義パラダイム」vs.「自由主義パラダイム」という従来対立図式における「公民的徳」と「自己中心的な商業」との間の弁証法というよりは、むしろ「生産的な激務のエネルギー」と「怠惰で非生産的な無精」との間の弁証法に、より共鳴するものであった。そ

の特色は、「公的」、「公共的」というより「私的」、「個人主義的」なものであった。職業労働とは、自己への満足や自己への信頼の判断基準となる「個人の救済のための戦場」であった。そこでは、あらゆる人間は社会と個人の両方に役立つ、有用な生産的労働に忙しくすることによって、神に奉仕するために「召命」されたと考えられた。毎日の勤労は神聖化され、それ故に特別の義務であり、積極的な道徳的価値のあるものであった。従って、天職の原理は、個々の人間に唯一の存在であるという意識を与えることになった。つまり、各個人に適切な職業労働とは、神によって課されたものであり、特定の職業に召命された後に、勤勉に働き、怠惰や無精を避けることは人間の義務であると考えられた²⁸⁾。

職業労働の成果は、正当に人間のものであると考えられた²⁹⁾。バクスターにとっては、「我々の職業労働の目的である、誠実な〔富の〕増大と供給があった（筆者注）」³⁰⁾。従って、「他よりも利益のある天職を選択する事は、罪ではなく義務であり、それによって、我々は善行を成し得た」。激務をこなして成功を求めることは、公正で有徳な人間の特徴であり、怠惰は精神的な墮落であった。しかし、そればかりでなく職業労働はまた、肉体的な墮落への鎮痛剤でもあった。激務は、あらゆる人間の中に悪魔の軌跡のように横たわる強情で罪深い衝動を規律したからであった。バクスターは、「肉体労働の欠如のために、多数の怠惰なジェントリーや富裕な者たち、怠惰な若者たちが、肉体という秘密の容器の中に、調和しない排泄物のような墮落の山と、数千もの時機を得ない死の色合いを積み重ねている。自らを滅ぼしたのは、彼ら自身の行いであり、彼らの無精であった」と著した³¹⁾。

もちろん、プロテスタント主義における「職業労働」や「天職」という語は、自発性や個人主義を強調する点において、ロック流の自由主義的な語を補足するものであったという。クラムニックは、ロックの『統治二論』とその章「財産について」³²⁾を、まさにプロテスタント主義において神が勤勉な人間をして職業労働によってこの世を征服させ、自らを認識させることを課したといった、クエンチン・スキナーが主張するような、「過激なカルヴァン主義政治の古典的テーマであった」³³⁾と指摘する。プロテスタント主義の職業倫理の内容がロック理論に類似していたのは、権利という法律的主题よりも、職業労働というプロテスタント主義の主題と関係があったからである。プロテスタントの語彙では、「徳」や「墮落」という多くの言及はあったが、これらは主として古典的共和主義の対象ではなかったという。有徳の人間は、彼自身孤独で個人的な人間であり、自己と自分の才能を職業労働と業績によって実現できると考えられた。一方で、墮落した人間は、非生産的で怠惰な人間であり、悪魔の陣営にいた。彼は、個人責任の基準に欠けていると考えられた³⁴⁾。

さらにクラムニックは、無意識であったとはいえトックヴィルほどに、自由主義と「プロテスタント主義の職業倫理パラダイム」との間の互換性を、理解していたものはほとんどいなかったと指摘する³⁵⁾。『アメリカにおける民主政治』において彼は、アメリカ人の性格を、自由主義とプロテスタント主義の内容の規定において中心となる非公民的、かつ個人主義的な用語を用いて著した。アメリカ人は「どんな人間へも何も負わない。彼らは誰に対しても何も期待しない。つまり、彼らは自分自身をたった一人で自立していると常に認識する習慣を獲得している。彼らは、自らのあらゆる運命は自分自身の手中にあると考える傾向がある」とトックヴィルは著した³⁶⁾。

クラムニックによれば、エドマンド・S・モーガン³⁷⁾やJ・E・クロウレイ³⁸⁾、ジョイス・アプレビー³⁹⁾、ジョン・パトリック・ディギンズ⁴⁰⁾のような現代の学者は、この18世紀のアメリカにおけるプロテスタント主義つまりプロテスタント倫理に基づく代替的パラダイムを描写し、それによって個人主義的自由主義と資本主義の精神に完全に適した言葉を語ってきた⁴¹⁾。18世紀アメリカの図書館において、バクスターのようなプロテスタント主義の道德家の主題は、聖書に次いで最もよく見出されたという⁴²⁾。従って、アメリカ人は彼らの書物から、有徳の人間を生産的で、儉しく、勤勉な人々と認識するようになった。特にモーガンとクロウレイは、英国による課税に対するアメリカ人たちの反応が、いかに「自己否定」と「勤勉への束縛」という二面性を中心としたものかということを証明した。リチャード・ヘンリー・リーは、早くも1764年に砂糖法を公聴した際に、それはアメリカ人に「有徳の勤勉さを導く」だろうと推測した⁴³⁾。続いて起こった植民地側の抵抗者による非消費政策や非輸入政策について事実、多くの道德家は、本国議会の課税をアメリカ人に純真さと質素さを呼び起こさせるものであり、外見上は祝福すべきものと賞賛した。モーガンが記したように、不買運動は多くの者には単に否定的で反作用的なものとは見られなかった。「不買運動はそれ自体、肯定的な目的でもあり、ピューリタンの倫理における有徳さを再認識させ、復興させる手段であった」と考えられた⁴⁴⁾。

さらにクラムニックは、勤勉や簡素さや質素さは、その語彙において、有徳の人間だけでなく、自由な人間の徴候でもあったと指摘する⁴⁵⁾。ロード・アイランドのある著者は、「勤勉かつ質素な人々だけが自由になれる」と述べている⁴⁶⁾。『ボストン・イヴニング・ポスト』誌の1767年11月16日号は、「我々が真に不足していないものはなるべく消費しないことによって、また、我々自身の国の自然の利益を勤勉に開発し向上させることによって、我々は資産や土地さえをも、他人の財産として渡さずに蓄えることができよう。我々は自分の徳や自由を、子々孫々まで実効的に保持することができよう」と記している。そ

の3週間後には、『ペンシルヴァニア・ジャーナル』は「金を蓄えろ。然れば、汝の国を救うことができよう」と公言した⁴⁷⁾。アビゲイル・アダムスは、大陸会議から離脱していた夫ジョン・アダムスへ宛てた有名な手紙の中で、プロテスタントの「徳」が彼女の一生の政治的文脈の中でいかに顕著なものであったかを明らかにした。彼女は、もしアメリカ人が「少しでも原始的で簡素な生活様式に還りさえすれば、不名誉な安楽に没落することはないだろうに」。彼らは「出費を削ら」なければならない。「本当に、彼らの出費は我々のあらゆる勤勉と儉約にとっての機会であった」と著した⁴⁸⁾。

クラムニックによれば、聖職者の説教から政治的パンフレットに至るまで、アメリカ人は長い間、勤勉を賞賛し怠惰を非難する言辞を聴いてきたという⁴⁹⁾。ボストンのブラットル・ストリート教会の牧師であったベンジャミン・コールマンにとって、「全ての自然は勤勉であり、我々のようなあらゆる創造物は適切に労働することにおいて勤勉であった」⁵⁰⁾。エベネツァー・ペンベルトンにとって、継続的な活動は人間の本性であり、死後においてさえも目的であった。彼は「天国における幸福とは、享楽と愚かな怠惰のみに存する」と考えている人々を非難した⁵¹⁾。この休息なく規律された人間の活動というプロテスタントのパラダイムは、人生を「競争」という特色的な用語でも語っていたという。有徳なキリスト者の人生は、「競争や戦争、監視と警戒、競走、戦闘に例えられた。これらは全て、活発さや真剣さ、スピード等を意味した」。ナザニエル・ヘンチマンによれば、競争とは「完全な人間による最大限の努力つまり、気後れしない断固たる不屈」を求めるものであった⁵²⁾。

一方で、怠惰とは人間の本質を否定することと考えられた⁵³⁾。怠惰であることは、「義務つまり合法的な雇用」を無視することであったという。「というのは、人間は生来にして、活動的な創造物であり、完全に怠惰ではあり得ないからである」。アメリカ人にとって怠惰であることは、特定の階層を対象とするものであった。それは、貧者あるいは富者という、つまり有徳の人間である中流層より、下層の者と上層の者との罪深い特徴であったという。コットン・マサーは、怠惰な貧者には社会への要求など認められないことを明瞭にした。「我々は彼らを餓死させるべきだ」と彼は述べた⁵⁴⁾。一方で、怠惰な富者に関して、ナザニエル・クラブは彼らをキリスト教界の信者から追放した。「もし人間が他人の労働の上に生活し、仕事もせずに、他人の利益を求めて、自分の時間を怠惰に過すならば、彼らはキリスト者のメンバーとは言えない。もし人間が、主として怠惰に生活するという下心から、多額の財産を得るために働くならば、彼らはキリスト者とは認められない」と彼は述べた⁵⁵⁾。

ドリユウ・R・マッコイによれば、1780年代のアメリカは当然ながら、歴史上最も高い人口増を画した一時期であった。多くの人々にとって、このことは貧者と怠惰な者との数が広大に増加するという恐れを呼び起こした。国内の製造業者が発達することによってのみ、これらの怠惰な者の大群を悪魔の手から引き離せただろう。アメリカ人は「徳」だけでなく必要性からも、外国の輸出品よりも地方の製造業による製品を選び、国内における激務に従事することになった⁵⁶⁾。モーガンが独立戦争前の英国製品の不买運動について記したように、マッコイは1780年代の内国製品について同様に促進することを、「アメリカ人を活動的で勤勉な共和主義的人々にするために必要な手段」であったと特徴づけた⁵⁷⁾。確かに1787年2月に、ある観察者は、アメリカ「国民の大多数が怠惰な人間である一方で、数千マイル離れた距離の〔国外の〕（筆者注）製造業者を支えることはいかに不条理なことであるかを記していた。アメリカの製造業者は「怠惰の祟りから国民を救出するだろう。我々は新しい刺激と激励とを、勤勉さとあらゆる有益な技術に提供しよう」と⁵⁸⁾。

クラムニックによれば、個人主義的な利益基底政治の批判者であった共同体論者もまた、真面目さ、質素さ、勤勉さといったプロテスタントの言葉を話し、これらの「徳」を特に有徳の中流の生活においたという⁵⁹⁾。従って、アンティ・フェデラリストが新しい憲法秩序の「貴族的性格」を非難するために、これらの言語を列挙した時には、両者は良い仲間であった。アンティ・フェデラリストであった「連邦派の農夫」は、新しい憲法を「他人の財産の配分を求めた」水平派の債務者と、「権力と財産とを完全に保持した」「貴族と言われた人々」との間の対立から生じたものと見なした。両者の対立の中で熱心に働き、「共同体社会の堅実で自由で独立した部分を」構成していた「中産の財産をもった人間」の大多数は、その対立には巻き込まれなかったが、犠牲者であったという⁶⁰⁾。ニューヨーク邦での憲法批准会議において、ハミルトンが提案した「貴族主義的」憲法に反対した有徳の中産層の最も典型的な事例は、堂々としたプロテスタントの名前の保持者であったメランクトン・スミスだった。スミスは「それは邪悪な憲法である。なぜなら、それは道徳的に優れた人々を排除して、代表を数少ない怠惰な人々に制限していたからである」と主張した⁶¹⁾。ここで重要なことは、「徳」は政治とは無関係なものであり、非公民的なものであったことであると、クラムニックは指摘する⁶²⁾。

さらにスミスは、中産層が非公民的な「徳」を保持できた理由について、「中流の環境にある人々は、より誘惑が少ない。彼らは、習慣と交際する仲間とによって、熱情と欲求とを繋ぎ止めた。もし、これが十分でなければ、彼らを喜ばせる手段が不足していたことが束縛になるだろう。彼らは、自分の時間を個々の天職に費やすように義務づけられてい

た。それ故、地方の資産のある自営農民であるヨーマンは、高貴な人々よりもより節制的、かつ道徳的であり、より野心的ではなかった」と説明した⁶³⁾。

近年のエッセイ集において、J・G・A・ポコックは、18世紀において「徳は再定義されていた」ことを提示したが、彼の主張は、「[徳という]語を放棄しがちな徴候がある（筆者注）」という点と、その語は単に「生活様式を実践し洗練するものとして」再定義されたという点において、幅広い特徴を示していたという⁶⁴⁾。「徳」は時には、有徳の人間に関して生産的で儉約的、質素という非共和主義的人間像をともなうプロテスタント主義的な内容の一部になることもあった。そして、18世紀の後半までに、このような非公民的な「徳」の解釈は、宗教的なものから、より世俗化されていたと、クラムニックは指摘する⁶⁵⁾。このことは、「思索について、絶え間なく長期にわたる忍耐と勤勉、不屈、熱心な努力を要する状況を考えて、恐怖で身震いするような」貴族に対して、アダム・スミスが「これらの徳は、高い身分に生まれた人間にはほとんど一致し得ない」と否定的評価を示したことに、明らかに見て取れる⁶⁶⁾。

このような考察に基づき、クラムニックは「徳」の概念は、18世紀後半には私的化されていたと分析する⁶⁷⁾。それは、公的活動の領域から個人的な性格の領域へと移されていた。従って、有徳の人間は、かつてアリストテレスからハリントンまで影響力を持っていた共和主義的な理念つまり土地、財産によって、公的分野における公民的関与を行なうのに必要な余暇が得られる人間は、政治あるいは戦争において明らかになるという理念一に、もはや与することは極めて稀であった。しかしながら、財産は余暇を可能にするものとしてではなく、勤勉な職業労働の正当な成果として、プロテスタント主義のパラダイムにおいても依然、重要なものであったという。

この点に関連して、ゴードン・ウッドは、カーター・ブラクストンという人物を、建国期世代のアメリカ人の中で誰よりも、公的徳に基礎をおいた古典的な共和主義と、アメリカの現実の政治形態との間の緊張を認識していたと述べた。前者は、「公的善への無私的愛着であり、全ての私的、利己的な利益を排除し、独立したもの」であったが、後者は、現実に「私的徳」が最も実践される場であり、人間は各自が「自分自身のために、自分自身の特定の幸福を増進するという見解によって行動する」ものであったからである⁶⁸⁾。ブラクストンによれば、共和主義における「公」の「私」への優越は、決して「いかなる邦においても、人民の大部分」の意思に基づいた現実の政治ではなかった⁶⁹⁾。このような観察の中に、ブラクストンの本当の洞察が横たわっていると、クラムニックは分析する⁷⁰⁾。つまり、共和主義的な徳は、歴史的に限定され、特権を与えられた公民の理念であった。

それは、公的事物「レ・パブリカ」(キケロ)の道徳的追求を通して、公的生活を果たすための余暇と時間を提供する独立した財産上の基礎を伴うものであった。一方で、「神の摂理がより豊富であった国に住む」アメリカ人は、勤勉な職業労働に基づく生活を過し、私的な「徳」、つまり勤勉や質素、儉約によって誠実な職業労働の成果を生み出したとブラクストンは著した⁷¹⁾。

これまでの考察からクラムニックは、ロック流の自由主義とプロテスタント主義の倫理との代替的世界に直面して、共和主義の支配権が衰退していたことを認識するブラクストンの見解が妥当であることを結論づける。現在、明らかになっていることは、18世紀末の時点で、「徳」についての異なった用語が使われていたことである。その中には、公的市民人文主義の前提を拒絶するものもあった。公市民的精神と共通善の公的探求は、場合によっては「徳」の判断基準である経済的生産と勤勉な職業労働にとって替わられた。しかしながら、このことを単純に、公的活動から私的、自己中心的な領域への撤退と見ることは誤りであると、クラムニックは指摘する。クラムニックによれば、この変形は、また公的な行動の本質における強調の変化を必然的に伴ったものであると理解される。つまり、道徳的で有徳な人間は、もはや公市民的活動ではなく、経済的活動によって定義されたのである。確かに、人間の義務は、依然として公的善に寄与することであったが、このことは、経済活動を通じて最もよくなされ、現実には私的利益を目指したものであった。従って、公的な公民精神ではなく、自己中心的な経済活動こそが、有徳の人間の目印となったのである⁷²⁾。

また、共和主義からプロテスタント主義の「徳」の概念における変化の中心には、労働と余暇に関する評価の変化もあったという⁷³⁾。アリストテレスはかつて『政治学』において、「最も精巧な憲法を擁した国家においては、公正な人間は推定される状況に対して、相対的ではなく絶対的に公正であるから、公民は職工的なあるいは商人的な生活を過してはならない。そのような生活は高貴ではなく、徳に反する作用をする。公民になろうとする者は農夫であってはならない。公民には徳を向上させるための、公民活動を行うための余暇がなければならないからである」と述べていた⁷⁴⁾。しかし、建国期時点の多くのアメリカ人であるならば、このような数世紀も時代遅れの「共和主義パラダイム」に対して力強く異を唱えただろうと、クラムニックは指摘する⁷⁵⁾。

4 結語

これまで検討してきたように、クラムニックが指摘するように、(1) 共和主義における「徳」の概念は「公民的」なものから「個人的」なものへと変化していたこと、また(2) プロテスタント主義の職業倫理に基づいた「勤勉」「天職」といった意味が「徳」の概念に注入され、再定義されていたことは、建国期のフェデラリスト及びアンティ・フェデラリストの見解から、実証的に確認することができた。そして、共和主義における「徳」の概念の個人主義化は、自由主義原理により親和的なものであり、フェデラリストの見解を総じて「近代的自由主義」と理解することが妥当であることを示している。さらに、「徳」の概念のプロテスタント主義的な再解釈は、フェデラリストの見解の中にJ・マディソンに見られるような「道徳的共和主義」の混在を認めることが妥当であることを示している。従って「プロテスタント主義の職業倫理パラダイム」に基づき、フェデラリスト＝アンティ・フェデラリストの間の憲法論争を新たに理解し直すならば、クラムニックにより提唱された建国期の憲法論争を複線構造として捉える見解は、その前提において正当な根拠を有しているということができよう。よってクラムニックの所説は、より洗練された強固なものであると結論づけられる。

注

- 1) Isaac Kramnick, *The "Great National Discussion": The Discourse of Politics in 1787*, 45 WM.& MARY Q.3, 4-15 (3rd Ser., 1988).
- 2) アメリカ建国期の憲法論争に関するクラムニックの理論については、拙稿「フィラデルフィア制憲会議における憲法論争と『国民主権』概念の成立—共和主義 vs. 自由主義をめぐる論争を中心に—」『平成国際大学研究所論集』第12号 (2012)、3頁以下を参照。特に、代表理論及び国民主権論との関係について、16 - 17頁。
- 3) Kramnick, *supra* note 1, at 15-23.
- 4) Kramnick, *supra* note 1, at 15.
- 5) Adams to Caleb Davis, Apr.3, 1781, in 4 THE WRITINGS OF SAMUEL ADAMS, 255 (HARRY ALONZO CUSHING, ed., 1904-1908).
- 6) Adamas to Scollay, Mar.20, 1777, *id.* at III, 365.
- 7) Quoted in GORDON S. WOOD, THE CREATION OF THE AMERICAN REPUBLIC 1776-1787, 427 (1969).
- 8) DAGOBERT D. RUNES, ed., THE SELECTED WRITING OF BENJAMIN RUSH, 31 (1947).
- 9) Quoted in WORTHINGTON CHAUNCEY FORD, ed., I WARREN-ADAMS LETTERS, 201-202.
- 10) *Id.* at 222.

- 11) Kramnick, *supra* note 1, at 16.
- 12) THE FEDERALIST No.44 (James Madison).
- 13) THEODORE SEDGWICK, A MEMOIR OF THE LIFE OF WILLIAM LIVINGSTON, 403 (1833).
- 14) Jay to Jefferson, Feb.9, 1787, in 11 THE PAPERS OF THOMAS JEFFERSON, 129 (JULIAN P. BOYD et al., eds., 1950).
- 15) Kramnick, *supra* note 1, at 16.
- 16) Letters to Jefferson, quoted in WOOD, *supra* note 7, at 424.
- 17) J. Adams, *Thoughts on Government*, in CHARLES FRANCIS ADAMS, 4 THE WORKS OF JOHN ADAMS, 199.
- 18) Kramnick, *supra* note 1, at 16.
- 19) Quoted in WOOD, *supra* note 7, at 418.
- 20) Lee to Arthur Lee, Feb.11, 1779, in 2 LETTERS OF RICHARD HENRY LEE, 33 (JAMES CURTIS BALLAGH, ed., 1911–1914) [hereinafter cited as BALLAGH].
- 21) Quoted in WOOD, *supra* note 7, at 95.
- 22) Cited in O.G. Hatch, *Civic Virtue: Wellspring of Liberty*, 64 NATIONAL FORUM, 35 (1984).
- 23) Kramnick, *supra* note 1, at 17.
- 24) JONATHAN ELLIOT, ed., 2 DEBATES IN THE SEVERAL STATE CONVENTION ON THE ADOPTION OF THE FEDERAL CONSTITUTION, 240 (2nd ed., 1863).
- 25) Essays by Candidus, in 4 THE COMPLETE ANTI-FEDERALIST, 129 (HERBERT J. STORING, ed., 1981) [hereinafter cited as STORING'S COMPLETE].
- 26) Kramnick, *supra* note 1, at 17.
- 27) Kramnick, *Republican Revisionism Revisited*, 87 AM. HIST. REV., 629–54 (1982). Kramnick, *Childlens Literature and Bourgeois Ideology: Observations on culture and Industrial Capitalism in the Later Eighteenth Century*, in 12 STUDIES IN EIGHTEENTH-CENTURY CULTURE, 11–44 (HARRY C. PAYNE, ed., 1983).
- 28) Kramnick, *supra* note 1, at 18.
- 29) Kramnick, *supra* note 1, at 18.
- 30) Quoted in J.E. CROWLEY, THIS SHEBA, SELF: THE CONCEPTUALIZATION OF ECONOMIC LIFE IN EIGHTEENTH-CENTURY AMERICA, 51 (1974)
- 31) *Id.* at 17–18.
- 32) John Lock, First Treatise of Civil Government, in TWO TREATISES OF GOVERNMENT (1689), at Ch.5.
- 33) SKINNER, 2 THE FOUNDATIONS OF MODERN POLITICAL THOUGHT, 239 (1978).
- 34) Kramnick, *supra* note 1, at 18.
- 35) Kramnick, *supra* note 1, at 18.
- 36) ALEXIS DE TOCQUEVILLE, DEMOCRACY IN AMERICA, 1835, 194 (RICHARD D. HEFFNER ed., 1956).
- 37) Morgan, *The Puritan Ethic and the American Revolution*, 24 WM. & MARY Q. 3–43 (3rd Ser., 1967).
- 38) CROWLY, *supra* note 30.
- 39) Appleby, *Liberalism and the American Revolution*, 49 NEW ENG. Q. 3–26 (1976). APPLEBY, CAPITALISM AND A NEW SOCIAL ORDER: THE REPUBLICAN VISION OF THE 1790s (1984).
- 40) DIGGINS, THE LOST SOUL OF AMERICAN POLITICS: VIRTUE, SELF-INTEREST, AND THE FOUNDATIONS OF LIBERALISM (1984).
- 41) Kramnick, *supra* note 1, at 19.
- 42) CROWLY, *supra* note 30 at 50.
- 43) Lee to Arthur Lee, May.31, 1764, in 1 BALLAGH 7.
- 44) Morgan, *supra* note 37 at 8.
- 45) Kramnick, *supra* note 1, at 19.
- 46) NEWPORT MERCURY, Feb.28, 1774.
- 47) PENNSYLVANIA JOURNAL (Philadelphia), Dec.10 1767.
- 48) Abigail Adams to John Adams, Oct.16, 1774, in 1 ADAMS FAMILY CORRESPONDENCE, 173 (L.H. BUTTERFIELD et al., eds., 1963).
- 49) Kramnick, *supra* note 1, at 20.
- 50) Quoted in CROWLY, *supra* note 30 at 56.
- 51) Quoted in CROWLY, *supra* note 30 at 56.
- 52) Quoted in CROWLY, *supra* note 30 at 57.

- 53) Kramnick, *supra* note 1, at 20.
- 54) Quoted in CROWLY, *supra* note 30 at 59.
- 55) CLAP, THE DUTY OF ALL CHRISTIANS, 8 (1720)
- 56) Kramnick, *supra* note 1, at 20.
- 57) MCCOY, THE ELUSIVE REPUBLIC: POLITICAL ECONOMY IN JEFFERSONIAN AMERICA, 116 (1980).
- 58) AMERICAN MUSEUM, I, 116, 119 (1787).
- 59) Kramnick, *supra* note 1, at 21.
- 60) Letters from the Federal Farmer, in 2 STORING'S COMPLETE, 253.
- 61) Melancton Smith, in 6 STORING'S COMPLETE, 158.
- 62) Kramnick, *supra* note 1, at 21.
- 63) Melancton Smith, *supra* note 61, at 158.
- 64) POCOCK, VIRTUE, COMMERCE, AND HISTORY: ESSAY ON POLITICAL THOUGHT AND HISTORY, CHIEFLY IN THE EIGHTEENTH CENTURY, 48, 50 (1985).
- 65) Kramnick, *supra* note 1, at 21.
- 66) ADAM SMITH, THE THEORY OF MORAL SENTIMENTS (1759), I, CH. 3, 24 (D.D.RAPHAEL & A.L.MACHIE, eds., 1976).
- 67) Kramnick, *supra* note 1, at 22.
- 68) WOOD, *supra* note 7, at 96–97.
- 69) Braxton, *An Adress to the Convention of Virginia, on the Subject of Government* (Philadelphia, 1776), 15.
- 70) Kramnick, *supra* note 1, at 22.
- 71) Braxton, *supra* note 69, at 17.
- 72) Kramnick, *supra* note 1, at 22.
- 73) Kramnick, *supra* note 1, at 22–23.
- 74) ARISTOTLE, THE POLITICS, VII, CH.9.
- 75) Kramnick, *supra* note 1, at 23.

本稿は、平成24年度平成国際大学大学院共同研究「近代国家における法原理体系の生成と現代的展開に関する考察」（研究代表：青柳卓弥）における研究成果の一部である。但し、文責は全て執筆者に帰するものである。